

## 高齢者保健福祉推進計画（第 8 期介護保険事業計画）

【令和 3（2021）年度～令和 5（2023）年度】

### 素案概要版

## 1 策定にあたって

### （1）計画の位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体のものとして策定

「老人福祉計画」 ……老人福祉法に基づき、介護保険とそれ以外のサービスを組み合わせ、介護予防、生きがいつくりを含め、高齢者の地域における福祉水準の向上を目指すもの

「介護保険事業計画」 ……介護保険法に基づき、介護保険給付サービス量の見込みとその確保策、地域支援事業に関する事項、制度の円滑な実施に向けた取組みの内容を定めるもの

### （2）計画期間

令和 3（2021）年度から令和 5（2023）年度を目標年度する 3 か年の計画

令和 2 2（2040）年の社会保障を展望しながら、高齢化が一段と進む令和 7（2025）年を見据え、「地域包括ケア計画」として、地域包括ケアシステムを構築するために、中長期的な視点で計画を策定する。

## 2 千葉市の高齢者を取り巻く状況

○総人口：令和 2（2020）年度 9 月末現在

・ 97 万 4 千人（住民基本台帳人口）

そのうち 65 歳以上の高齢者人口：25 万 4 千人、高齢化率：26.1%。

○前期高齢者（65～74 歳）と後期高齢者（75 歳以上）の比較：9 月末時点

・ 令和元（2019）年度：後期高齢者が前期高齢者を上回った。

○将来推計

・ 令和 7（2025）年度…高齢者人口：27 万 9 千人、高齢化率：28.68%まで上昇。

・ 令和 22（2040）年度…総人口の減少が続くのに対して、

高齢者人口：32 万 4 千人、高齢化率：35.63%まで上昇。

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加も予想される。

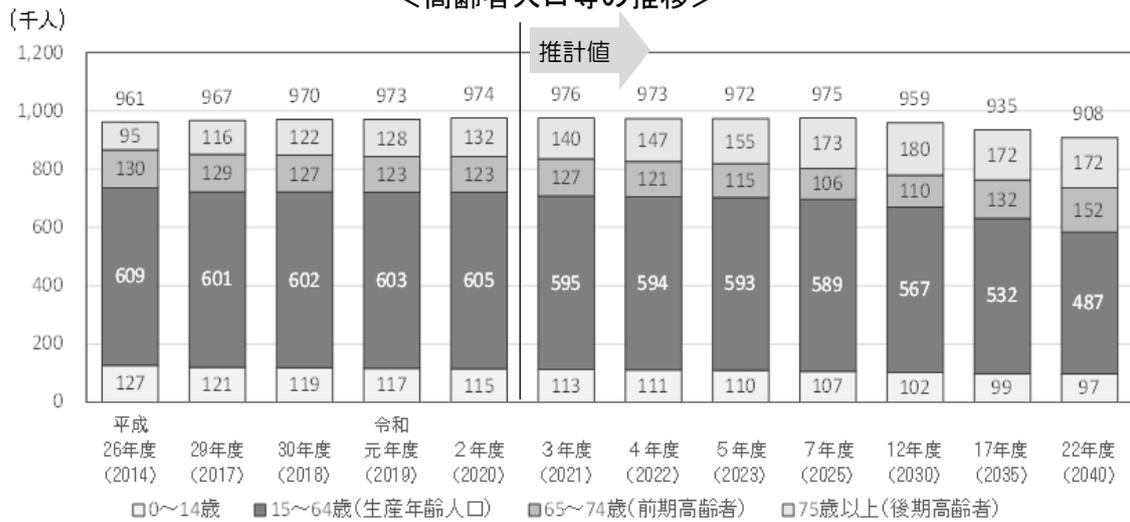
○介護保険事業等の現状

・ 第 1 号被保険者の要支援・要介護認定者数は、令和元年度で 4 万 3 千人（認定率 17.0%）。

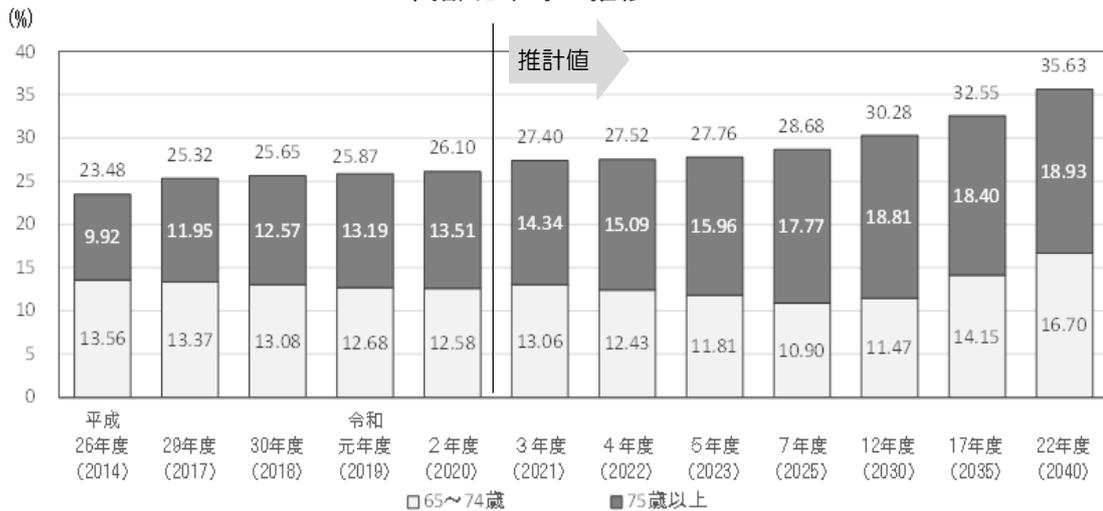
・ 要介護度別では、要介護 1 が最も多く、要支援 1、2 を含めた軽度者は約半数を占める。

・ 介護給付費は、令和元年度で約 630 億円と介護サービス利用増に伴い年々増加。

### <高齢者人口等の推移>



### <高齢化率等の推移>



注1. 令和2(2020)年までは、千葉市住民基本台帳に基づく9月末現在の実績数値

注2. 令和3(2021)年～22(2040)年は平成27年国勢調査に基づく千葉市将来推計人口数値

注3. 高齢者人口等の推移は、四捨五入の上、千人単位で表示しているため、総人口と年齢の内訳の合計が一致しない場合がある。

注4. 高齢化率は千人単位での計算をしていないため、65歳以上の人口を全人口で割っても数値が一致しない場合がある。

## 2 第7期計画における課題

### 取組方針Ⅰ

#### 高齢者が元気であるための生きがいづくりと地域づくりの推進 ～健康寿命の延伸～

##### 【主要施策と主な課題】

##### (1) 高齢者の社会参加の促進

- ・老人クラブやシルバー人材センターの会員減少
- ・社会参加施策に関する周知及びマッチング
- ・高齢者ニーズに対応した魅力ある活動の実施

##### (2) 健康づくり

- ・健康寿命の延伸による介護・支援を必要としない高齢者の増加

##### (3) 自立支援と重度化防止

- ・低栄養状態の方への支援 ・リハビリ専門職等による効果的な取組み
- ・急性期・回復期のリハビリ（医療保険）から生活期のリハビリ（介護保険）への切れ目のないサービス提供体制の構築

##### (4) 地域づくりと役割づくり

- ・地域支え合い活動団体の登録者や利用者の伸び悩み ・取組事業の周知徹底
- ・担い手となる人材育成のための講座等の効果的なカリキュラム編成

### 取組方針Ⅱ

#### 支援が必要になっても地域で暮らし続けるための支援体制の推進

##### 【主要施策と主な課題】

##### (1) 高齢者が安心して暮らせるまちづくりと地域ケア会議の推進

- ・複雑化・複合化する地域課題に対し、属性を問わない包括的な支援体制の在り方
- ・地域ケア会議における地域課題の政策への反映

##### (2) 在宅医療・介護連携の推進

- ・訪問看護ステーションへの経営支援 ・多職種連携会議のガイドライン等の作成

##### (3) 認知症施策の推進

- ・認知症サポーターの増強 ・住民や企業を対象とした養成講座の実施
- ・認知症サポーターをボランティア活動に繋げる仕組みの構築

##### (4) 権利擁護体制の充実

- ・成年後見制度の周知 ・必要な支援を適切に繋げる地域連携ネットワークの深化

##### (5) あんしんケアセンターの機能強化

- ・業務量の適正化 ・自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントの強化

##### (6) 高齢者の居住安定の確保

- ・住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録促進
- ・有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向け住まいの適切な確保

### 取組方針Ⅲ

#### 必要とされるサービスを提供するための介護基盤の整備

##### 【主要施策と主な課題】

##### (1) 介護保険施設等の計画的な整備

- ・ 特別養護老人ホームの公募基準・公募方法の見直しや新設整備以外の柔軟な整備手法の導入

##### (2) 介護人材の確保・定着の促進

- ・ 現場のニーズに対応した外国人介護人材の活用及び介護ロボットの普及促進
- ・ 県の基金を活用した参入促進や人材育成への取組みの加速

##### (3) 高齢者の自立と尊厳を支える介護給付等サービスの充実・強化

- ・ 在宅生活者向けである地域密着型サービス事業所の計画的な整備

##### (4) 効率的な介護認定体制の構築

- ・ 介護認定審査会のWeb会議の拡充
- ・ 介護認定調査におけるタブレットパソコンの効果的な活用の検討

### 取組方針Ⅳ

#### 適正な介護保険制度の運営

##### 【主要施策と主な課題】

##### (1) 低所得者への配慮

- ・ 制度の周知及び取組みの実施

##### (2) 介護給付適正化の推進

- ・ 指定基準や報酬算定の要件等必要な情報提供
- ・ 認定調査員研修のプログラムの工夫

### 3 千葉市の2025年及び2040年の目指す将来像

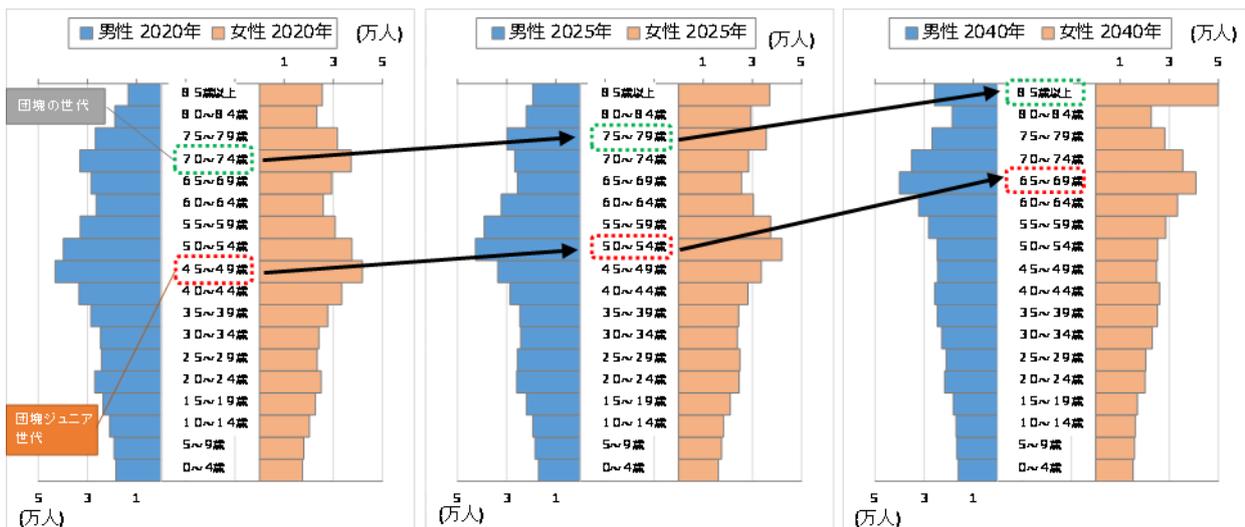
#### (1) 将来の状況

- 令和2（2020）年現在
  - ・65～74歳（前期高齢者）：約12万3千人（人口の約12.6%）団塊の世代が含まれる。
  - ・45～49歳（団塊ジュニア世代）：約8万6千人（人口の約8.8%）
- 令和7（2025）年
  - ・団塊の世代が後期高齢者となる。
  - ・医療や介護等の支援を必要とする人の増加が予想される。
- 令和22（2040）年
  - ・高齢者が継続的に増加し、団塊の世代は全員85歳以上となる。
  - ・令和22（2040）年に団塊ジュニア世代が全て65歳以上となる。
  - ・現役世代（担い手・支え手）の減少への懸念。
  - ・多くの高齢者が医療や介護の支援を必要とし、認知症高齢者の増加も予想される。

<令和2（2020）年>

<令和7（2025）年>

<令和22（2040）年>



#### (2) 市の目指す将来像

##### ○令和7（2025）年「私たちにもできる地域包括ケア」

- ・一人ひとりが、自らの健康づくり・介護予防に努めながら、生きがいを持って暮らすとともに、社会参加することにより担い手・支え手となる個々の意識が醸成され、より多くの市民に広がりを見せている千葉市
- ・支援を必要とする高齢者と家族のだれもが、専門職等による支援に支えられ、安心して自分らしく生きることができる千葉市

##### ○令和22（2040）年「私たちの地域包括ケアから地域共生社会へ」

- ・自らの健康づくり・介護予防に努めてきた高齢者を含め市民一人ひとりの心に、支える担い手の精神が根付き、地域全体が支え合いの和となって、高齢者も若者も支援を必要とする人も支援する人も社会の一員として、心豊かに暮らせるあたたかいまち千葉市

## 4 第8期計画の基本理念・基本目標・基本方針

### 【基本理念】支えあいがやすらぎを生む、あたたかなまちへ

- ・「千葉市新基本計画」で掲げている5つの「まちづくりの方向性」のうちの1つを基本理念として第7期計画より継承。
- ・地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、引き続き自立した生活が送れるよう、医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスを切れ目なく提供できる体制の構築を目指す。

### 【基本目標】高齢者が心豊かに暮らせる長寿社会を創る

～地域共生社会の実現を念頭に、2025年・2040年を見据えた地域包括ケアシステムの構築・強化を目指す～

- ・基本理念の実現に向けて「千葉市新基本計画」の「まちづくりの方向性」に基づく「施策の柱」のうちの1つを基本目標として第7期計画より継承。
- ・「人生100年時代への健康づくり・介護予防」や「住み慣れた地域での生活支援体制の整備」を行い、長生きして良かったと実感できる長寿社会の構築を目指す。
- ・令和2（2020）年に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立したことを受け、令和7（2025）年、そして令和22（2040）年まで展望する視点を併記。

### 基本方針1

#### 高齢者が生きがいを持って元気であるための地域づくりを目指して ～健康寿命の延伸～

##### 【主要施策と主な取組み】

##### （1）生きがいづくりと社会参加の促進

- ・活動を行う場の確保や機会の創出 ・人手不足分野での就業機会の開拓
- ・地域における支援の担い手の活躍の場の拡大

##### （2）健康づくり

- ・フレイルの予防 ・食生活や口腔ケアに関する知識の普及啓発
- ・健康づくりの取組みを継続しやすい環境づくり

##### （3）自立支援と重度化防止

- ・介護支援専門員等のケアマネジメントの実践力向上 ・地域ケア会議や生活支援コーディネーターが開催する協議体が連携した専門職による地域課題等の解決に向けた体制構築
- ・ICTを活用した活動情報の周知 ・住民主体の通いの場への運営支援の充実
- ・保健事業と介護予防の一体的な実施

## 基本方針 2

支援が必要になっても自分らしく地域で暮らし続けられるまちを目指して

### 【主要施策と主な取組み】

#### (1) あんしんケアセンターの機能強化

- ・センター間の平準化及び質の向上
- ・あんしんケアセンターを支援する職員の知識と技術の向上
- ・包括3職種の適切な配置及び第2層の生活支援コーディネーターの配置

#### (2) 地域ケア会議の強化

- ・協議体との会議から抽出される地域課題を政策形成に繋げる体制構築
- ・生活支援サービスの創出や情報発信

#### (3) 切れ目のない在宅医療・介護連携の推進

- ・ICTを活用した新しい様式での多職種連携の推進
- ・在宅サービスを提供する訪問医師や訪問看護師の養成
- ・住環境施策と協働し地域性を考慮した在宅医療介護の提供体制の構築

#### (4) エンディングサポートの推進

- ・本人が望む人生の最終段階を迎えるための支援体制の構築
- ・終活に関する啓発

#### (5) 安心して暮らせるための地域等による支援

- ・住民による支え合いの地域づくりの促進
- ・地域交流の場の活性化
- ・企業等多様な主体との連携の促進
- ・複雑化、複合化した課題を抱える世帯への適切な支援体制の構築

#### (6) 災害・感染症対策

- ・住民主体の地域防災体制、避難行動要支援者の支援体制の強化
- ・福祉関係者及び高齢者施設等との連携協力の推進、事業運営の継続支援
- ・感染症対策としての介護サービス従事者への助言・指導
- ・感染が発生した施設等への感染拡大防止策の支援
- ・濃厚接触者となった利用者へ継続して介護サービスを提供する施設等への支援

## 基本方針 3

だれもが安心できる認知症にやさしい社会を目指して

### 【主要施策と主な取組み】

#### (1) 認知症への理解の促進

- ・認知症サポーター養成の推進
- ・認知症になっても希望をもって暮らせる姿を自ら発信することへの支援
- ・認知症疾患医療センター等の周知
- ・若年性認知症への支援体制の整備

#### (2) 認知症予防に向けた活動の推進

- ・通いの場等の周知の強化、参加率の向上、担い手の養成
- ・医療福祉専門職との連携による認知症の早期発見、早期対応、重度化予防に繋げる体制の構築の検討

#### (3) 医療・ケア・介護サービス体制の向上

- ・医療機関との連携による早期診断、早期対応の体制整備
- ・介護者の負担軽減に向け、本人、家族、地域の人、専門家等との情報共有の場の設置促進
- ・尊厳を保持しつつ切れ目なく保健、医療、福祉サービスが受けられる体制整備
- ・認知症カフェの設置促進

**(4) 認知症バリアフリーの推進と認知症の人の社会参加支援**

- ・地域における高齢者の見守り体制の強化
- ・本人や家族の支援ニーズとサポーター等を繋ぐ仕組みの構築 (チームオレンジ)
- ・家族支援の仕組みの構築

**(5) 権利擁護体制の充実**

- ・成年後見制度の利用促進
- ・高齢者虐待対応窓口の周知
- ・相談支援体制の強化

**基本方針 4**

**必要なサービスが必要としている高齢者に届く安心なサービス提供体制を目指して**

**【主要施策と主な取組み】**

**(1) 介護保険施設等の計画的な整備**

- ・特別養護老人ホーム等の老朽化した施設の建て替えや修繕を含めた計画的な整備
- ・サービス提供における地域の拠点として地域貢献等の取組みへの支援

**(2) 在宅支援サービスの提供体制の整備**

- ・住み慣れた地域で安定した生活を営むことができるサービス提供体制の整備

**(3) その他介護保険外サービス等による高齢者の居住安定の確保支援**

- ・在宅での生活が困難な高齢者が入所できる養護老人ホームや軽費老人ホームの修繕事業支援
- ・住まい確保に関する情報提供
- ・住宅のバリアフリー化の促進
- ・居住支援協議会による住宅確保要配慮者への支援

**基本方針 5**

**適正な介護を提供するために**

**【主要施策と主な取組み】**

**(1) 適正な介護サービスの提供**

- ・実地指導やケアプラン点検及び情報提供による適正な事業運営とサービスの質の向上

**(2) 公正で効率的な介護認定体制の構築**

- ・安定的な認定業務体制の構築
- ・要介護認定に係る訪問調査や認定審査会におけるICT活用による負担軽減

**(3) 介護人材の確保・資質の向上及び定着の支援**

- ・多様な人材の活用
- ・未経験者を対象とした研修
- ・介護の仕事の魅力発信
- ・介護ロボット・ICTの普及促進、手続きの簡略化等による負担軽減及び効率化

**(4) 低所得者への配慮**

- ・減免等の検討